

社援発 0423 第 6 号
令和 7 年 4 月 23 日

一部改正 社援発 0603 第 3 号
令和 7 年 6 月 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

女性自立支援施設における第三者評価及び自己評価の実施について

女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただき御礼申し上げます。

女性自立支援施設における第三者評価については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（以下「第三者評価指針」という。）を踏まえ、「婦人保護施設版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（平成18年6月13日雇児福発第0613002号、社援基発第0613001号）（以下「婦人保護施設第三者評価通知」という。）により実施されているところであるが、令和6年4月1日より、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「新法」という。）が施行されたことにとともに、「婦人保護施設第三者評価通知」の見直しを行った。

については、本通知を令和7年4月1日より適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、女性自立支援施設の第三者評価の適切な実施にご配慮願いたい。

また、本通知の施行にとともに、「婦人保護施設第三者評価通知」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項により、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第

三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、女性自立支援施設については、入所者が施設を選ぶ仕組みではない措置制度であることに加え、新法において、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等等の視点が新たに規定されたことを踏まえれば、入所者が質の高い専門的な支援を受けられるよう、施設における支援や運営の質の向上を図ることが重要である。このため、「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日社援発0318第60号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添4「女性自立支援施設運営指針」において、女性自立支援施設については、「3年に1回以上第三者評価を受けるよう努めるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施するよう努める。」旨を定めている。

2. 第三者評価基準

女性自立支援施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と内容評価基準に分け、別紙「女性自立支援施設における第三者評価基準について」のとおり策定したところである。

両基準の策定にあたっては、女性自立支援施設運営指針（令和6年3月18日社援発0318第60号）、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）等を参考として必要な視点・取組等を評価基準に反映した。

「共通評価基準ガイドライン」については、共通評価基準ガイドライン（平成26年全部改正・平成30年一部改正）をもとに、女性自立支援施設における支援の内容等を踏まえた一部読み替え及び解説の追加等を行った。

「内容評価基準ガイドライン」については、「婦人保護施設版」（平成18年）等を参考として、女性自立支援施設の利用者の状況と女性自立支援施設の役割や支援内容等を踏まえて、新たな評価項目の検討・策定を行った。

なお、一部読み替え等を行った共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインは別添1-1及び別添1-2のとおり、また、内容評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインは別添2-1及び別添2-2のとおりとする。

3. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施及び公表について

- (1) 女性自立支援施設は、「第三者評価指針」及び本通知に基づき、3年に1回以上第三者評価を受けるよう努めるとともに、その結果については原則として公表するものとする。ただし、女性自立支援施設の秘匿性等を考慮し、結果の一部を公表しないことができる。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に基づき、毎年度、自己評価を実施するよう努め

るものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。

- (3) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準の評価項目に基づき行うよう努めるものとする。

4. 第三者評価の推進組織

① 全国推進組織

全国推進組織である社会福祉法人全国社会福祉協議会は、「第三者評価指針」において、都道府県推進組織・福祉サービス第三者評価機関認証・福祉サービス第三者評価基準・福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準・福祉サービス第三者評価結果の公表に関するガイドライン及び評価調査者養成研修等モデルカリキュラムの作成更新、福祉サービス第三者評価事業の普及啓発に関する業務等を行うこととしている。

② 都道府県推進組織

都道府県推進組織は本通知に記載する女性自立支援施設の状況を踏まえ、第三者評価指針の別添1（本通知の参考1）の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務を行う。

5. 第三者評価機関

都道府県推進組織において、第三者評価機関の認証を行う。

上記について、第三者評価指針の別添2（本通知の参考2）の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、都道府県推進組織は、質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても認証を行うよう努めるものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、評価調査者養成研修等の講師となる者を対象に研修を行っている。

都道府県推進組織は、第三者評価指針の別添6（本通知の参考3）の「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。原則として全国推進組織による研修を修了し、女性自立支援施設の現状と課題等に理解のある講師が、講義等を行うことが望ましい。

7. 利用者調査の実施

女性自立支援施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第

三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。

その方法及び様式例については、別添のとおりである。

8. 第三者評価の受審費用

女性自立支援施設の第三者評価の受審に要する費用については、3年に1回に限り、1回42万7千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。

女性自立支援施設における第三者評価基準について

1. 策定趣旨等

- 第三者評価共通評価基準指針は、平成26年4月の全部改正により、評価項目の整理・統合、運営の透明性を高める取組、地域ニーズに対する公益的な取組、福祉人材の育成等の評価項目の重点化、判断水準の明確化等が図られた。その後、平成30年3月の一部改正により、福祉サービス第三者評価事業による評価の質の向上、一層の受審促進、関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境変化への対応が図られた。
- 女性支援事業では、平成18年6月に婦人保護施設版の第三者評価基準ガイドラインが策定され第三者評価が実施されたが、令和6年4月1日「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が施行され、附則第2条では施行後3年を目途として支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとして規定された。
- このため、「令和6年度困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」の有識者委員会において、「女性自立支援施設版共通評価基準ガイドライン」及び「女性自立支援施設版内容評価基準ガイドライン」の検討が行われ、同委員会の報告を踏まえて、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である社会福祉法人 全国社会福祉協議会「福祉サービスの質の向上推進委員会」に報告した上で、両ガイドラインを策定した。

2. 女性自立支援施設版評価基準ガイドラインの策定の考え方

(1) 基本的な考え方

- 評価基準ガイドラインの策定にあたっては、女性自立支援施設の利用者及び支援の状況等の特性を踏まえて評価できる基準とする。
- 「共通評価基準ガイドライン」については、共通評価基準ガイドライン（平成26年全部改正・平成30年一部改正）をもとに、女性自立支援施設における支援の内容等を踏まえた一部読み替え及び、解説の追加等を行う。
- 「内容評価基準ガイドライン」については、「婦人保護施設版」（平成18年）等を参考として、女性自立支援施設の利用者の状況と女性自立支援施設の役割や支援内容等を踏まえて、新たな評価項目の検討・策定を行う。
- 両基準の策定にあたっては、女性自立支援施設運営指針（令和6年3月18日社援発0318第60号）、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）等を参考として必要な視点・取組等を評価基準に反映する。

(2) 女性自立支援施設版評価基準ガイドラインについて

① 第三者評価共通評価基準(45項目)の策定

- 「読み替え規定」、「追加事項等」の作成
- 女性自立支援施設の特性等を踏まえた「評価の着眼点」「評価基準の考え方と評価の留意点」の作成

② 第三者評価内容評価基準(19項目)の策定

- 困難な問題を抱える女性等の利用者の権利擁護、主体性を尊重した支援、支援の質の確保など、女性自立支援施設の役割等を踏まえた評価項目とした。

③ 判断基準(a・b・c 評価の水準)

- 判断基準は、共通評価基準ガイドライン同様に、福祉サービス第三者評価事業に関する指針(通知)が定める判断水準の考え方をもとに、最低基準を満たしたうえで、「よりよい支援」となるよう、「b」評価が多くの施設の状態となるような基準として設定する。

【判断水準(a・b・c)：福祉サービス第三者評価事業に関する指針(通知)の定義】

「a」評価	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b」評価	「a」に至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
「c」評価*	「b」以上の取組となることを期待する状態

* 最低基準等で定められた事項については、満たしていることが前提

3. 女性自立支援施設版の評価基準ガイドライン

1. 共通評価基準ガイドライン(45 項目) ※女性自立支援施設版

(1) 主な読み替え

共通評価基準	女性自立支援施設版
福祉サービス 福祉サービスの選択 福祉サービスの開始・変更にあたり 福祉サービスの利用が終了	支援 支援の利用 支援の開始・過程において 施設を退所
福祉施設・事業所 福祉施設・事業所の変更	施設 措置変更／施設の変更
利用希望者	利用予定者
福祉サービス実施計画 個別の福祉サービス実施計画 個別的な福祉サービス実施計画	個別支援計画

■ 主な追加事項等

評価項目	箇所／追加事項等
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	(3) 評価の留意点 <u>《注》</u> * 本評価基準の表題及び判断基準における「利用者」には、女性自立支援施設に入所している困難な問題を抱える女性本人のほか、同伴して入所している家族も含まれるものとします。 * 共通評価基準ガイドライン（女性自立支援施設解説版）」については、共通評価基準ガイドライン（平成26年全部改正・平成30年一部改正）をもとに、女性自立支援施設における支援の内容等を踏まえた一部読み替え及び解説の追加等を行いました。
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	(2) 趣旨・解説 (女性自立支援施設) ○施設長等の管理職のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標(ビジョン)を職員や関係者に周知することが必要です。
7 I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	(2) 趣旨・解説 ○利用者や家族等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。また、計画の実施状況について利用者の意見を聴いて評価を行うことが重要です。 (女性自立支援施設) ○事業計画は、基本的な生活習慣、余暇活動、生活住環境等、利用者の生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を利用者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。
13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に	(3) 評価の留意点 (女性自立支援施設) ○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえ

評価項目	箇所／追加事項等
指導力を発揮している。	で、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
<p>14 II-2-(1)-①</p> <p>必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>○また、<u>社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、保育士、医師、看護師、臨床心理士等の支援の提供に関わる専門職(有資格職員)である福祉人材の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要</u>です。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、<u>互いに連携して施設として支援に取り組む体制が確立していることが大切</u>です。</p> <p>(3)評価の留意点</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価</u>します。</p>
<p>15 II-2-(1)-②</p> <p>総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>(3)評価の留意点</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価</u>します。</p>
<p>16 II-2-(2)-①</p> <p>職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、施設が組織として対応する体制を整えることが必要</u>です。</p>
<p>17 II-2-(3)-①</p> <p>職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○職員一人ひとりが<u>目標をもち、成長を続けることで、質の高い支援の提供を</u>し続けることが期待されます。</p>
<p>19 II-2-(3)-③</p> <p>職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>女性自立支援施設は、性暴力や性的虐待、性的搾取等からの回復支援を担っているという特徴があり、職員一人ひとりが回復支援に取り組む専門職である認識をもち、支援技術の向上に取り組む必要</u>があります。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>利用者の置かれている状況は様々であり、また、暴力被害や経済的困窮、妊娠や障害等、複数の問題を複合的に抱えている場合が多いことが多くあります。これを考慮し、入所者が抱えている問題の本質を十分に見極め、理解するとともに、高い専門性をもって必要な支援に当たることが必要</u>です。職員の資質向上に向けた取組が重要であることから、<u>内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます</u>。</p>
<p>20 II-2-(4)-①</p> <p>実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をして</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>実習生の受け入れを行うにあたっては、利用者にも実習生の受け入れについて事前に理解を得ることが望ま</u>れます。</p>

評価項目	箇所／追加事項等
いる。	<p>(女性自立支援施設)</p> <p>○女性自立支援施設の場合、外部からの追及がある暴力被害者等、所在地を秘匿する必要が高い入所者も想定されることから、<u>実習生の受け入れに当たっては、実習前に、施設の存在意義や役割、施設の特性等を説明するとともに、入所者を尊重する姿勢で実習に当たるべきことを伝える必要があります。</u></p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○施設における実習は秘密の厳守が必要とされる上に、<u>実習生によっては利用者との関係性がうまく作れない等</u>の場合があることから、<u>実習の担当者は状況をよく観察し、丁寧にアドバイスを行うとともに、実習終了後の評価や学校との意見交換の機会等を設けることが望まれます。</u></p> <p>(3)評価の留意点</p> <p>○<u>実習生等の受け入れ体制の整備については、受け入れに関するマニュアルの作成が求められます。</u>マニュアルには、<u>受け入れについての連絡窓口、利用者や家族等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。</u></p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>実習生等の受け入れに当たっては、施設への直接の受け入れだけでなく、例えば施設の職員が大学等に出向いて施設における支援の内容等について講義することや、施設における支援の内容等を記載した資料等を教材として提供する等、女性支援をはじめ福祉に関わる専門職の研修・育成への協力を行っている場合も評価の対象とします。</u></p>
21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○女性自立支援施設の場合、外部から追及がある暴力被害者等、所在地を秘匿する必要が高い入所者も想定されることから、<u>施設の住所など公開する情報については留意する必要があります。</u></p> <p>(3)評価の留意点 (女性自立支援施設)</p> <p>○<u>理念や活動等を説明した印刷物などは、施設の特性や利用者の状況に鑑み、必要に応じて関係機関等へ配布するものを準備されていること等も踏まえて総合的に評価を行います。</u></p>
22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○女性自立支援施設の場合、外部から追及がある暴力被害者等、所在地を秘匿する必要が高い入所者も想定されることから、<u>外部の専門家による監査支援等を利用する場合には、専門家に対して、事前に施設の特性について説明等を行う必要があります。</u></p>
23 II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○他方で、女性自立施設の場合は利用者の中に、<u>外部からの追及がある暴力被害者等、所在地を秘匿する必要が高い入所者も想定されることから、利用者の地域への参加が限定される可能性があることも留意し、利用者の安全を確保したうえで、施設の取組がなされていることについても評価の対象とする必要があります。</u></p>

評価項目	箇所／追加事項等
	<p>(女性自立支援施設)</p> <p>○地域との関わり方についての基本的な考え方の文書化の例としては、利用者が安全に地域へ参加する手法の文書化等が考えられます。</p>
<p>24 II-4-(1)-②</p> <p>ボランティア等の受入れや学校教育等への協力に関する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティア等の受入れや学校教育等への協力に関する基本姿勢が明示されており、受入れ等に係る体制が整備されている。</p> <p>b) ボランティア等の受入れや学校教育等への協力に関する基本姿勢は明示されているが、受入れ等に係る体制が十分に整備されていない。</p> <p>c) ボランティア等の受入れや学校教育等への協力に関する基本姿勢が明示されていない。</p> <p>(2)趣旨・解説</p> <p>○女性自立支援施設の場合、入所状況によっては、様々な形でボランティアを受け入れ、地域の人々との交流を図っていくことも可能ですが、利用者の中に外部からの追及がある暴力被害者等、所在地を秘匿する必要性が高い入所者も想定されることから、施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に利用者と直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する利用者への配慮が重要です。</p> <p>○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。このため、ボランティアに対しては、特に女性自立支援施設の利用者への配慮について明文化して示すとともに、女性自立支援施設への理解をはじめ、利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行うことが重要です。</p>
<p>25 II-4-(2)-①</p> <p>施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>○「必要な社会資源」とは、利用者への支援の質の向上やその継続性を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性支援担当、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の障害者に係る相談支援機関、保健所、公共職業安定所、病院、民間支援団体等が挙げられます。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○未成年者や妊産婦等であっても、その者が置かれている状況によっては施設における支援の対象となり得ます。受け入れに当たっては、児童相談所やこども家庭センター等をはじめとする必要な機関と十分に連携するとともに、特に妊産婦の受け入れを行う場合は、医療機関や妊産婦支援を行う民間団体等と連携しつつ、必要な支援体制と設備を整える必要があります。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○また、入所前に女性相談支援センターにおいて一時保護をされていたり、民間団体等の支援を受けていたりといった経緯のある利用者については、入所前に受けていた支援の内容や、その際の本人の状況等について十分に把握するとともに、入所前の支援主体と積極的かつ継続的に連携する必要があります。</p>

評価項目	箇所／追加事項等
	<p>○取組の具体例としては、<u>地域の支援調整会議等に中核となる機関の一つとして参加している、などが挙げられますが、利用者に対する支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。</u></p>
<p>26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○本評価基準でいう福祉ニーズとは、<u>具体的には、性暴力、性的虐待、性的搾取等の性的な被害、配偶者や親族等からの暴力や虐待、生活困窮、心身の障害、住居・居場所の喪失等、様々な困難を抱えた女性及びその同伴家族のニーズをさしています。</u></p> <p>(3)留意点 (女性自立支援施設)</p> <p>○<u>社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。</u></p>
<p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○<u>新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて利用者や家族等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</u></p> <p>(3)留意点 (女性自立支援施設)</p> <p>○<u>困難な問題を複合的に抱える女性への支援の中核を担う機関の一つとして、女性自立支援事業に関わる啓発活動を行うことや、背景となる社会問題や、暴力被害等への社会の理解を促進するための、国・自治体等による教育・啓発の活動に協力している場合は、b評価とします。</u></p>
<p>28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した支援について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>○<u>支援の実施では、利用者の意向を尊重することは当然ですが、さらに、利用者のQOLの向上とともに、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻すことを目指した積極的な取組が求められています。</u></p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>取組においては、特に女性自立支援施設では女性ゆえに様々な権利侵害・虐待を受けてきた利用者も多いことを踏まえ、こうした女性を支える姿勢が重要となります。</u></p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○<u>また、女性への人権問題などに対する、施設内の勉強会・研修や、実施する支援の標準的な実施方法への反映、二次的被害防止についての周知徹底等も重要です。</u></p> <p>(3)留意点 (女性自立支援施設)</p> <p>○<u>思想や信教の自由への配慮については、内容評価基準A①A-1-(1)-①で評価します。</u></p>
<p>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</p>	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○<u>入所者のプライバシー保護に関して、通信や面会時、生活場面等でのプライバシー保護についての規定やマニュアル等の整備を行い、これらを職員</u></p>

評価項目	箇所／追加事項等
	及び入所者に周知するための取組や設備面等の工夫などを行うことが重要です。
<p>30 Ⅲ-1-(2)-① 利用予定者に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>評価の着眼点 □理念や基本方針、実施する支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を、<u>女性相談支援センターや関連施設等</u>に置いている。</p> <p>(2)趣旨・解説 <u>(女性自立支援施設)</u> ○施設への入所決定前には、利用者本人が納得して入所できるよう、<u>施設の秘匿性等に留意しつつ、施設の見学や体験宿泊を行う機会を設けること等を検討することが必要です。施設の見学等を実施する際には、併せて施設におけるルールや決まりごと等についても説明することが必要です。さらに、実際の入所前には、施設内の決まりごとやルールについて、利用者の理解力に応じて、分かりやすい説明を行い、同意を得ることが必要です。</u></p> <p><u>(女性自立支援施設)</u> ○施設の状況や利用者の状況に鑑み、事前の施設見学・体験宿泊が難しい場合にはパンフレットを用いた丁寧な説明や案内用の動画の導入といった方法も考えられます。</p> <p><u>(女性自立支援施設)</u> ○同伴家族がいる場合には、当該同伴家族に対しても、年齢等に応じた分かりやすい説明を行い、必要に応じて同意を得ることが必要です。</p> <p>(3)留意点 ○支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、<u>女性相談支援センターや関連施設等へのパンフレットの配置、見学・体験希望者への対応等、利用者が情報を簡単に入手できるような取組、利用者にとってわかりやすい工夫が必要</u>です。</p>
<p>31 Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において利用者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>評価の着眼点 □利用者が<u>自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について利用者ができるだけ主体的に選択できる</u>よう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮を行っている。</p> <p>(1)目的 ○本評価基準では、支援開始及び過程において、利用者や家族等にわかりやすく説明を行い、<u>可能な限り主体的な選択のもとで同意を得ることについて評価</u>します。</p> <p>(2)趣旨・解説 <u>(女性自立支援施設)</u> ○利用者の自己決定にあたっては、必要に応じて利用者の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において<u>権利保障と利用者の利益が守られるような支援を選択できる</u>よう自己決定のための支援を行う必要があります。</p> <p><u>(女性自立支援施設)</u> ○入所時に、施設で定めた様式に基づき、支援の内容や設備の使用方法、施設での約束ごと、金品の管理等について利用者によりわかりやすく説明するとともに、<u>個人情報の取扱い等についても丁寧に説明し、利用者が不安を</u></p>

評価項目	箇所／追加事項等
	<p>解消し、安心感を得られるように配慮する必要があります。同伴家族がいる場合には、同様に、施設での約束ごとなど必要な情報を丁寧に説明し、安心感を得られるように配慮することが必要です。</p>
<p>33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>評価の着眼点 <input type="checkbox"/>職員等が、利用者満足を把握する目的で、<u>利用者が意見を表明できる場</u>に出席している。</p> <p>(2)趣旨・解説 <u>(女性自立支援施設)</u> <input type="checkbox"/>施設における満足度の把握は、利用者の視点から施設を評価するもので、支援を向上するために必要なプロセスです。利用者の視点からの評価であり、<u>主観的な内容も含まれますが、利用者の尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</u></p> <p><u>(女性自立支援施設)</u> <input type="checkbox"/>施設における満足は、日常生活において利用者の人格が尊重され、<u>精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。</u></p> <p><u>(女性自立支援施設)</u> <input type="checkbox"/>施設における満足については、<u>支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において支援の基本方針や利用者の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</u></p>
<p>34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>(3)留意点 <input type="checkbox"/>苦情解決の仕組みについては、<u>苦情に対する対応マニュアルの整備、利用者や家族等への周知と理解の促進、苦情を申し出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申し出た利用者や家族等への経過や結果の説明、申し出た利用者や家族等に不利にならない配慮をしたうえでの公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。</u></p> <p><u>(女性自立支援施設)</u> <input type="checkbox"/>苦情内容及び解決結果等の公表は、例えば、<u>都道府県のホームページ等に住所等を伏せた状態で掲載する、または苦情の件数・概要及び対応方針をまとめて施設内で掲示する</u>といった方法が考えられます。</p>
<p>35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>(3)留意点 <input type="checkbox"/>利用者の相談、意見に関する取組については、<u>利用者や家族等に十分に周知されている他、相談、意見に対する対応マニュアルが整備されている必要があります。</u></p>
<p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>(2)趣旨・解説 <u>(女性自立支援施設)</u> <input type="checkbox"/>日常的な会話の中から利用者の意向をくみ取るとともに、<u>利用者から個別の聴取を細やかに行い、支援内容の改善課題の発見に努めることが必要です。</u></p> <p>(3)留意点</p>

評価項目	箇所／追加事項等
	<p>(女性自立支援施設)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、利用者の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p>
<p>37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>○支援の提供に関わる設備・機器類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に利用者の安心・安全に配慮した支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者や食中毒への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○利用者及び職員の安全の確保を図るため、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」第6条に基づき、施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他の、施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○安全計画の策定に当たっては、不審者の侵入等の外部的なリスクや、自傷行為、薬物乱用等の内部的なリスク等、利用者及び職員の安全を脅かしかねない具体的な事例を組織として収集、検討し、分析を行う等、リスクを把握し、対策を検討する必要があります。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○機械警備(防犯カメラ、センサー式照明等)の設置や地域警察との連携を強化し、地域の関係機関との連携を図ることが大切です。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○夜間については、24時間体制で、また職員は複数体制で管理を行うことが望ましいほか、緊急時の夜間対応体制を検討、構築しておくことが大切です。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○安全計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う必要があります。また、実際に事故等が起こった際は、女性相談支援センター、女性相談支援員、地域の関係機関等と事案について共有し、連携して、再発防止に向けた検証等を行い、必要に応じて安全計画の見直しを行うことが望ましいです。</p>
<p>39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>□立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「業務継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。建物・設備類、支援提供を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>(2)趣旨・解説</p> <p>○そのため施設においては、災害時の対応体制(災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等)をはじめ「業務継続計画」(BCP)をあらかじめ定め、必要な対策・訓練を行うことが求められます。</p> <p>(女性自立支援施設)</p>

評価項目	箇所／追加事項等
	<p>○また、施設においては、「<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準</u>」第5条に基づき、非常災害に備えるため、非常災害計画を策定し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う必要があります。なお、業務継続計画は、非常災害計画や安全計画と一体のものとして策定することができます。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○非常災害計画、業務継続計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行う必要があります。</p>
<p>40 Ⅲ-2-(2)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。</p>	<p>(3)留意点</p> <p>○標準的な実施方法を記載した文書とは、<u>業務の平準化を図るためのマニュアル・手順書・基準書等のこと</u>です。職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。</p>
<p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p><input type="checkbox"/>個別支援計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズ、<u>具体的な支援の内容等</u>が明示されている。</p> <p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○アセスメントにおいて、<u>女性相談支援センターや女性相談支援員、市町村の女性支援担当者及び民間団体等が入所に先立って支援を行っているケースの場合は、当該支援主体からも情報収集を行い、収集した結果を総合的に分析・検討し、課題を把握する必要があります。</u></p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○様式の中には、<u>利用者の強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、利用者の担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。</u></p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○利用者が同伴家族を伴う場合は、<u>同伴家族への支援の方針も併せて記載します。その際には、同伴家族の年齢等に応じて、同伴家族も個別支援計画の策定過程に参画し、同伴家族の理解を得る必要があります。</u></p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○利用者が乳幼児や子どもを同伴している場合、<u>子ども等の抱えている課題について理解を深め、個別支援計画を策定します。</u></p> <p>(3)留意点</p> <p>○利用者一人ひとりの個別支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。<u>個別支援計画は「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」(令和5年厚生労働省令第36号)に基づき、作成しなければならない事とされているため、早急な改善・策定が必要です。</u></p>
<p>43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>評価の着眼点 (女性自立支援施設)</p> <p>○個別支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、<u>機能している。</u></p>

評価項目	箇所／追加事項等
	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○個別支援計画の見直しは、本人及び同伴家族を伴う場合は同伴家族とともに生活を振り返り、本人の意向を反映させつつ、最善の利益を考慮するように行うことが重要です。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○アセスメントと計画の評価・見直しは、日常的な変化も踏まえて少なくとも半年ごとの定期的な見直しのほか、大きな状況の変化があった場合に必要に応じて行います。</p>
<p>44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>(2)趣旨・解説</p> <p>○適切に記録されているとは、個別支援計画にそってどのような支援が実施されたのか、その結果として利用者の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。同伴家族がいる場合は、同伴家族への支援の実施状況も含めて記録します。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>○利用者の強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p>
<p>45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する支援の実施状況の記録の管理体制が確立している。</p>	<p>(2)趣旨・解説 (女性自立支援施設)</p> <p>○利用者がDV被害者である場合やストーカー被害者である場合等には、個人情報加害者に渡らないよう、特に留意が必要です。</p>

2. 女性自立支援施設版内容評価基準(19項目)

(1) 評価項目

- 利用者の自己決定に資するよう十分な説明・情報提供を行い、利用者の主体性を尊重した支援の取組などを評価する項目とする。
- 施設において、安全かつ安定した生活をおくる環境を整えるとともに、利用者それぞれの状況や意向に応じた生活支援や就労支援、地域生活への移行等の自立支援などを評価する項目とする。
- 心理的な支援など、利用者の心身の健康回復が十分に図られるための必要な支援などを評価する項目とする。
- 利用者が、児童等の家族を同伴している場合は、当該家族の状況や意向を可能な限り踏まえ、学習・生活支援や心理的支援を行う取組などを評価する項目とする。

*「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和 5 年)及び、「女性自立支援施設運営指針」(令和 6 年)等を参考として、女性自立支援施設に必要な視点・取組などを評価基準に反映する。

*「婦人保護施設版福祉サービス内容評価基準ガイドライン」、「社会的養護関係施設第三者評価内容評価基準 判断基準、評価の着眼点 評価基準の考え方と評価の留意点(母子生活支援施設版)」、「障害者・児福祉サービス版評価基準ガイドライン」、「救護施設版内容評価基準ガイドライン」等をもとに、女性自立支援施設の役割や支援内容を踏まえて、具体的な評価項目の検討・策定を行う。

* 評価項目

- A-1 利用者の権利擁護、主体性を尊重した支援
 - A-1-(1) 利用者の権利擁護
 - A-1-(2) 権利侵害への対応
 - A-1-(3) 利用者の意向や主体性の尊重
- A-2 支援の質の確保
 - A-2-(1) 住環境
 - A-2-(2) 入所初期の支援
 - A-2-(3) 日常生活支援
 - A-2-(4) 心身の回復に向けた支援
 - A-2-(5) 同伴家族等への支援
 - A-2-(6) 自立に向けた支援
 - A-2-(7) 地域移行に向けた支援と退所後の支援

(2) 着眼点

- 「評価項目」にそって、着眼点を設定する。
- 「婦人保護施設版福祉サービス内容評価基準ガイドライン」において、評価項目や着眼点として設定されている項目についても、「女性自立支援施設運営指針」等で示された基

本理念や施設の役割を踏まえ、必要に応じて着眼点として設定する。

- 着眼点は、当該「評価項目」の評価にあたっての主な判断要素であり、評価調査者が総合的に a・b・c 評価(判断基準)を判断するため項目・内容であることに留意し、評価の適切性と項目数の標準化等の観点から、原則として 3 ～ 6 項目程度で設定する。

都道府県推進組織に関するガイドライン

1 設置

都道府県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）は、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に設置するものとする。

なお、都道府県推進組織は、各都道府県に一つに限り設置するものとする。

また、都道府県は、都道府県推進組織の適切な運営の確保に努めるものとする。

2 業務

都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。

- ① 第三者評価機関の認証に関すること
- ② 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- ③ 第三者評価結果の取扱いに関すること
- ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること
- ⑤ 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- ⑥ 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- ⑦ その他第三者評価事業の推進に関すること

3 組織

都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々次の業務に関し次に掲げる委員会を設置するものとする。

なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。

- (1) 第三者評価機関認証委員会
 - ① 第三者評価機関の認証に関すること
 - ② 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
 - ③ その他第三者評価事業の推進に関すること
- (2) 第三者評価基準等委員会
 - ① 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること

- ② 第三者評価結果の取扱いに関する事
- ③ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関する事
- ④ 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関する事

4 第三者評価機関の認証

(1) 第三者評価機関認証要件

都道府県推進組織は、別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づいて、第三者評価機関認証要件を策定するものとする。

ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

(2) 第三者評価機関の認証

都道府県推進組織は、第三者評価機関の申請を受け、都道府県推進組織が策定した第三者評価機関認証要件に基づき認証を行うものとする。

(3) 第三者評価機関の質の向上

都道府県推進組織は、質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても認証を行うよう努めるものとする。

5 第三者評価基準及び第三者評価の手法

(1) 第三者評価基準

都道府県推進組織は、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」に基づいて、第三者評価基準を策定するものとする。

ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

(2) 第三者評価の手法

① 第三者評価の方法

第三者評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

② 第三者評価を行う事業所に関する留意事項

第三者評価機関は、自らが直接経営する事業所、並びに、評価調査者は、自らが直接関係する事業所の第三者評価を行うことはできないものとする。

③ 第三者評価結果のとりまとめ方法

第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとする。

その際、学識経験者等により構成される評価決定委員会を設置し、合議を行うことが望ましい。

(3) 利用者の意向の把握

利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。

6 第三者評価結果の取扱い

(1) 第三者評価機関における取扱い

第三者評価機関は、事業所の同意を得て別添5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を公表するものとする。その際、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

また、第三者評価機関は、都道府県推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告するものとする。

なお、第三者評価機関は、都道府県推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告することにより、上記に掲げる公表に替えて差し支えないものとする。

(2) 都道府県推進組織における取扱い

都道府県推進組織は、第三者評価機関からの第三者評価結果の報告を受け、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、当該第三者評価結果を公表するものとする。また、併せて、事業所の所在する市町村に対して当該第三者評価結果を情報提供するなど、地域住民等に対する周知・広報に努めるものとする。

ただし、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

なお、公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しないものとする。

7 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修

都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修を行うものとする。

なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするものとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発

(1) 情報公開

都道府県推進組織は、都道府県推進組織に関する事項及び認証した第三者評価機関に関する事項（例：名称、代表者名、所在地、評価対象サービス及び評価料金等）についての情報公開を行うものとする。

(2) 普及・啓発

① 受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。

② 実施状況の評価等

都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

9 第三者評価事業に関する苦情等への対応

都道府県推進組織は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

10 その他第三者評価事業の推進に関すること

(1) 第三者評価機関との情報交換等

都道府県推進組織は、認証した第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

(2) 事業の実施状況等の報告

都道府県推進組織は、毎事業年度終了後速やかに全国社会福祉協議会に対し、全国社会福祉協議会が別途定める様式等により、事業の実施状況等を報告するものとする。

福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

1 第三者評価機関認証要件

(1) 組織体制・規程等

- ① 法人格を有すること。
 - ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。
 - a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し修了していること。
 - ウ その他
 - a 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
 - b 一件の第三者評価に2人以上（②-ア-a 又は b の双方を含む）の評価調査者が一貫してあたること。
 - ③ 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。
 - ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、上記②-ア-a 又は b に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可）
 - イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む）
 - ウ 第三者評価の手法
 - エ 守秘義務に関する規程
 - オ 倫理規程
 - カ 料金表
 - キ 評価事業の実績
 - ④ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。
- (2) 第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い

「都道府県推進組織に関するガイドライン」の「5. 第三者評価基準及び第三者評価の手法」及び「6. 第三者評価結果の取扱い」において定められた第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たすこと。

2 その他

(1) 第三者評価機関認証の有効期間

第三者評価機関認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする

(2) 第三者評価機関認証の更新

第三者評価機関の認証は更新することができる。

この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあつては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

ア 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合

イ 原則として過去3年間、評価実績がない場合

ウ (5)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合

エ 不正な行為が行われた場合

なお、不正な行為とは次の行為をいう。

a 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること

b 守秘義務に違反すること

c サービス利用者や事業者の人権を侵害すること

d 法令に違反すること

e その他社会通念上不正な行為と認められる行為

(3) 第三者評価機関認証の取消し

第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあつては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事

情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。

(4) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い

認証を辞退する第三者評価機関は、都道府県推進組織に届出を行うものとする。

(5) 都道府県推進組織との関係

① 定期的な事業報告

第三者評価機関は、毎事業年度終了後速やかに都道府県推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

② 都道府県推進組織への協力

第三者評価機関は、都道府県推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(6) 他都道府県の第三者評価機関の認証

各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行うよう努めるものとする。

評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

評価調査者養成研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
基礎的研修課程 I	1. 第三者評価の理念と基本的な考え方	講義・1時間	第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。	第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等について解説を行う。また、医療機能評価や、ISO等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の全体像	講義・1時間 30分	第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
	3. 評価調査者の役割と倫理	講義・1時間	評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。	第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。
基礎的研修課程 II	4. 第三者評価基準の理解と判断のポイント	講義・6時間	都道府県推進組織が使用する第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準(共通評価並びにサービス内容評価)の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
	5. 利用者調査の方法等について	講義・2時間	第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。
演習	6. 書面(事前)審査の着眼点	講義および演習・3時間	書面(事前)審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。	書面(事前)審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
	7. 訪問調査の着眼点	演習・4時間	訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。
実習	8. 実習 I	実習・7時間	実際に施設(事業所)を訪問、調査を行うことにより具体的な第三者評価の方法・技術を習得する。	「協力施設(事業所)」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習 II	実習・3時間	実習 I の内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。
総括	10. まとめ	全体会・2時間	実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果を発表し、講師が講評を行う。特に、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。

評価調査者継続研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	演習・6時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。

更新時研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 社会福祉制度の動向	講義・1時間30分	社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。
	2. 分野ごとの第三者評価のポイント	講義・2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。
	3. 演習	演習・2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。
	4. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。